

プレスリリース

不当な請求を行う事業者に関する情報提供について

平成26年6月3日
環境生活部消費者安全課

不当な請求を行っている事業者についての事業者名等の情報提供として、平成16年11月19日から道のホームページで掲載しておりますが、今回、北海道消費生活条例の規定に基づき、新たに次の事業者について不当な請求を行っているものと認定しましたので、情報提供します。

1 情報提供する事業者名

	事業者名	書面等に記載されている住所又は連絡先
1	国民消費相談センター	〒136-0074 東京都江東区東砂1-3-10

2 消費者等に送付されてきた文書等 別紙写しのとおり

3 道のホームページ更新日 平成26年6月3日（火）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/jyohoteikyo.htm>

4 これまで情報提供してきた事業者数（今回情報提供分を含む。） 250社

内容確認通知書

契約会社に対し貴方が行った、料金の未払い或いは契約不履行に対し、契約会社が貴方に対し訴状を管轄簡易裁判所に申請した事をこの通知書にてお知らせ致します。

契約会社、訴訟内容等につきましては、当センター職員にてお調べ致します。

私どもは原告側からの最終通知、並びに被告人と訴訟内容を確認する機関の為、個人情報保護法に基づき通知書本人様のご連絡をお願い致します。

このまま御連絡なき場合、管轄裁判所から訴訟の日程を決定する呼出状送達後、出廷となります。

尚、裁判所からの重なる通達を無視し続けますと原告側の言い分通りの判決が下り、執行官立会いのもとで財産の差し押さえ等をされる事がありますので十分に御注意下さい。

※企業間で個人情報を共有、悪用するケースもございます。身に覚えがない場合は至急御連絡下さい。

平成26年 (ク) 1265号

国民消費相談センター

〒136-0074 東京都江東区東砂1-3-10

9時30分～17時30分

03-4465-6582